

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年七月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

選挙分会長

埼玉県さいたま市岩槻区東町一丁目六番六号

伊 藤 茂

選挙分会長の職務を代理すべき者

埼玉県久喜市南二丁目六番二十五号

加 藤 孝 夫